鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、中心市街地の賑わい創出と活力の向上に資するイベントを開催する事業又は遊休不動産を活用する事業に対し補助することにより、中心市街地の集客の増加や地域コミュニティの充実を図るとともに、事業の企画立案等を通じた人材育成を図ることを目的として交付する。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　中心市街地　鳥取市中心市街地活性化基本計画（平成３０年３月２３日内閣総理大臣認定）で定める中心市街地をいう。

⑵　遊休不動産　空き家、空き店舗等建築物の空き物件及びその敷地、空き地、月極駐車場等の低未利用地をいう。

（補助事業者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第１の第１欄に掲げるものとする。

（補助事業）

第５条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第１の第２欄に掲げる事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

⑴　他の補助金等を受けて実施する事業

⑵　営利又は私的な利益を目的とする事業

⑶　宗教的、政治的な活動を目的とする事業

⑷　事業の効果が特定の個人、グループのみに帰属する事業

（補助対象経費）

第６条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第２に掲げる経費とする。

２　補助事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないものとする。

（補助金の算定）

第７条　本補助金は、補助対象経費に別表第１の第２欄で定める事業の区分に応じ、同表の第３欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第４欄に定める額を上限とする。

２　本補助金以外に当該事業に係る収入があり、当該収入と本補助金の合計額が補助対象経費を超過する場合は、本補助金から当該超過額を控除した額を上限とする。

（承認を要しない変更）

第８条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

⑴　本補助金の増額

⑵　本補助金の２割を超える減額

⑶　補助事業期間の変更

⑷　補助事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届を要しない場合）
第９条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。
（実績報告）
第１０条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から２０日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、遊休不動産活用事業については、都市整備部長が別に定める日までに行わなければならない。
（雑則）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第５条、第６条、第７条関係）

<table>
<tr><th>１　事業者</th><th colspan="3">２　補助事業</th><th>３　補助率</th><th>４　限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">鳥取市民又は鳥取市に主たる事務所を有する団体</td><td rowspan="2">遊休不動産活用事業</td><td rowspan="2">中心市街地内の遊休不動産を活用して実施する事業で、次に掲げる内容のいずれかに該当するもの
・集客力、回遊性、滞在性の向上
・経済活力の向上
・観光の振興、インバウンドの促進
・文化、芸術の振興
・住民と来街者の交流促進
・居住促進
・子育て支援
・その他市長が特に認めるもの</td><td>⑴通常事業
１回限りで実施する事業</td><td>２／３</td><td>２０万円</td></tr>
<tr><td>⑵継続実施事業
①１ヶ月以上の期間（専ら事業の準備、書類整理その他の事務作業に従事する期間を除く。）に渡り実施する事業
②２回以上に渡り実施する事業</td><td>４／５</td><td>４０万円
ただし、①の事業は１ヶ月あたり２０万円、②の事業は１回あたり１０万円を上限とする</td></tr>
<tr><td rowspan="3">賑わい創出イベント開催事業</td><td rowspan="3">中心市街地内におけるイベント開催事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの</td><td>⑴通常事業
１回限りで実施するイベント</td><td>２／３</td><td>３０万円</td></tr>
<tr><td>⑵継続実施事業
２回以上継続して実施するイベント</td><td>２／３</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td>⑶継続実施事業のうち、市道駅前太平線又は市道駅前太平線を中心に鳥取駅周辺エリア一帯で実施するイベント</td><td>４／５</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td>地域団体等連携イベント開催事業</td><td colspan="2">次に掲げる団体と連携を図り実施するイベント開催事業で、中心市街地の商店街の振興又は地域交流の促進に資するもの
・商店街振興組合
・まちづくり協議会
・自治会
・その他これらに類する地域の団体又は組織</td><td>２／３</td><td>５０万円</td></tr>
<tr><td>新鳥取駅前地区商店街振興組合</td><td>市道駅前太平線賑わい空間活用事業</td><td colspan="2">市道駅前太平線又は市道駅前太平線を中心に鳥取駅周辺エリア一帯で実施する事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの</td><td>４／５</td><td>２００万円</td></tr>
</table>

別表第２（第5条関係）

経費区分	内　　容	備　　考
報償費	出演者等に対する謝金、参加記念品等	参加記念品は、不特定多数の者に配布し、本市のＰＲや地産地消に資する単価２００円以内のものに限り、参加記念品に係る報償費の上限は４万円とする。
旅費	出演者等に対する旅費	交通費及び宿泊費とし、宿泊費については、スケジュール等の都合上宿泊がやむを得ない場合に限る。
消耗品費	事務用品及びイベント用の消耗品	単価１万円以内のものとする。ただし、景品及び食材に係る経費は対象外とする。
広告宣伝費	チラシ、ポスターの作成その他広告費等	
雑役務費	警備員・アルバイトスタッフ等賃金、保険料、振込手数料、駐車場代等	事業主体の構成員等に係る賃金及びまちづくり協力金は対象外とする。 駐車場代は運営スタッフ及び運搬車両等の利用分に限る。ただし、広告等において駐車サービス券の配布を周知する場合に限り、一般参加者の利用分を対象とすることができるものとし、駐車場代は１事業につき２万円を上限とする。
委託費	イベント等の運営に係る委託料	委託費用の内訳を明らかにすること。ただし、委託費のうち、景品及び食材に係る経費は対象外とする。
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、会場設営及び備品・機材等のレンタル費用	
その他市長が必要と認める経費		